平成２５年（フ）第３５３号
埼玉県桶川市寿２丁目４番３号　テスコビル305号
債務者　佐藤　　信
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目14番３号
債務者　平地　寛好
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３７０号
埼玉県川口市芝４丁目14番27号　小島ハウス５号
債務者　蒲澤　五男
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
埼玉県鴻巣市赤見台１丁目14番３―304号パークシティ鴻巣駅前プラザ第三３号棟
債務者　タナカアメリアソリゾ
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
千葉県木更津市祇園610番地11
債務者　藤田　雅也
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４５号
千葉県木更津市請西２丁目14番16号　サンハイムイトーA102号
債務者　谷口美代子こと　金　　又粉
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第５９号
岡山県倉敷市中庄3225番地12　アーバンハート倉敷B304号
債務者　赤井　朋子（旧姓寺尾）
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
岡山県倉敷市福田町浦田2378番地71　市営浦田住宅６号
債務者　庄司　幸広
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
埼玉県越谷市千間台東３丁目29番地１　ランドロードU―B―101号
債務者　川島　明美
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
埼玉県三郷市采女１丁目113番地２　コーポ三郷采女203号室
債務者　渡邉　悦子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
埼玉県川越市砂新田２丁目１番地３　ムーンホープ101号室
債務者　高島　正明
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９２号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目９番19号　サンハイツB201
債務者　上原　英裕
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１号
岩手県奥州市江刺区広瀬字七日市255番地
債務者　菅野　征雄
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２３号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字菖蒲沢162番地３
債務者　菊池　哲子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３３号
栃木県宇都宮市西川田町1182番地31　ボヌールヒルズⅡ302号室、前住所茨城県龍ケ崎市松葉１丁目13番地８　メゾンカマタ１号室
債務者　末永　紘基
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
群馬県太田市只上町201番地４
債務者　髙木のり子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１９５号
埼玉県飯能市大字岩沢232番地６
債務者　佐藤　克彦
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日までさいたま地方裁判所川越支部